

改

正

後

個⑥026 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成23年6月29日以前契約用）

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
（平成23年6月29日以前契約用）

（平成 年分）氏 名

提出用

この明細書は、平成23年6月29日以前に耐震改修に係る契約を締結して住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。

詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結してこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成23年6月30日以後契約用）」を使用してください。

また、平成20年12月31日以前に耐震改修をした場合は税務署におたずねください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に要した費用の額	①	円	← 「住宅耐震改修証明書」の「租税特別措置法第41条の19の2第1項第1号に掲げる当該住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	②		← 「住宅耐震改修証明書」の「租税特別措置法第41条の19の2第1項第2号に掲げる当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
①と②のいずれか少ない方の金額	③		→ 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 住宅特定改修特別税額控除額又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額 （ ③ × 10% ） ※最高20万円	④	（100円未満の端数切捨て）	

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

※ 住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、「住宅耐震改修証明書」（租税特別措置法施行規則第19条の11の2第7項第2号に規定する書類）が必要です（下の3参照）。

対象物件が住宅耐震改修特別控除の適用される計画の区域内にあるかどうかについては、物件所在地の都道府県又は市区町村の建築部局又は住宅部局におたずねください。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

次の④と⑤のいずれか少ない方の金額

④住宅耐震改修に要した費用の額

⑤住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額

× 10% =

住宅耐震改修特別控除額
（最高20万円）

（100円未満の端数切捨て）

※ 平成20年12月31日以前に住宅耐震改修をした場合には、計算が異なりますので、税務署におたずねください。

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除に控除額を転記等するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」

② 地方公共団体の長の発行する「住宅耐震改修証明書」

（注） ②の証明書が、「（1）の要件を満たすことについて」のみの証明書である場合は、指定確認検査機関、建築士又は登録住宅性能評価機関の発行する「住宅耐震改修証明書」も必要です。

③ 住民票の写し

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改

正

前

個⑥026 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
（平成21年1月1日以降に住宅耐震改修をした方用）

（平成 年分）氏 名

提出用

この明細書は、住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。

詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に要した費用の額	①	円	← 「住宅耐震改修証明書」の「租税特別措置法第41条の19の2第1項第1号に掲げる当該住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	②		← 「住宅耐震改修証明書」の「租税特別措置法第41条の19の2第1項第2号に掲げる当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
①と②のいずれか少ない方の金額	③		→ 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 住宅特定改修特別税額控除額又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額 （ ③ × 10% ） ※最高20万円	④	（100円未満の端数切捨て）	

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、次の2の算式により計算した金額を控除することができます。

※ 住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、「住宅耐震改修証明書」（租税特別措置法施行規則第19条の11の2第7項第2号に規定する書類）が必要です（下の3参照）。

対象物件が住宅耐震改修特別控除の適用される計画の区域内にあるかどうかについては、物件所在地の都道府県又は市区町村の建築部局又は住宅部局におたずねください。「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

次の④と⑤のいずれか少ない方の金額

④住宅耐震改修に要した費用の額

⑤住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額

× 10% =

住宅耐震改修特別控除額
（最高20万円）

（100円未満の端数切捨て）

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別税額控除に控除額を転記等するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」

② 地方公共団体の長の発行する「住宅耐震改修証明書」

（注） ②の証明書が、「（1）の要件を満たすことについて」のみの証明書である場合は、指定確認検査機関、建築士又は登録住宅性能評価機関の発行する「住宅耐震改修証明書」も必要です。

③ 住民票の写し

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）